

建設業法施行令の一部を改正する政令について

平成28年5月30日

建設業法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第192号）により、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額、施工体制台帳の作成及び備置きが必要となる下請契約の請負代金の額、及び専任の配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の額が引き上げられることとなりました。

なお、これらの改正は、いずれも平成28年6月1日より施行され、請負契約の時点にかかわらず、本改正政令施行後は全ての工事について改正後の基準が適用されます。

- (1) **特定建設業の許可及び監理技術者の配置**が必要となる下請契約の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 4,500万円→6,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 3,000万円→4,000万円

- (2) **主任技術者の専任の配置**が必要となる建設工事の請負金額の下限
 - ア) 建築一式工事の場合 5,000万円→7,000万円
 - イ) 建築一式工事以外の場合 2,500万円→3,500万円

詳細は下記のページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000409.html

(国土交通省 報道発表資料「建設業法施行令の一部を改正する政令」閣議決定)